

保育士資格を有し、認可外保育施設での実務経験で 幼稚園教諭免許取得特例制度を利用される方へ

保育士資格を有し、認可外保育施設（東京都認証保育所を含む。）での実務経験で幼稚園教諭免許取得特例制度を利用するには、「特例制度対象施設証明書」が必要です。下記のとおり、手続きをしてください。

1 「実務証明書」を勤務先又は法人に請求する。



2 「特例制度対象施設証明書」に施設名・所在地のみ記入する。



3 施設証明書発行に必要な書類を郵送する。

《必要書類》

- 1 「特例制度対象施設証明書」に施設名・所在地を記入したもの
- 2 「実務証明書」の写し（原本は送らないでください。）
- 3 証明書発行手数料 1通につき300円の定額小為替
- 4 返信用封筒（住所・氏名を記入し、84円（定形外は120円）切手を貼る。）
※封筒の表に「施設証明書」在中と朱書きすること

《送付先・問い合わせ先》

〒132-8501（住所記載不要）

江戸川区子ども家庭部子育て支援課指導検査係

電話：03-5662-0349（直通）

※施設の所在地が江戸川区外（都内）の場合、当該認可外保育施設の指導監督権限がある東京都、世田谷区、八王子市等へお問い合わせください。また、施設の所在地が都外の場合は、施設の所在する各都道府県保育主管課にお問い合わせください。

注意

- ① 特例制度の対象施設に該当するかどうか、必ず事前にご確認ください。
- ② 施設証明書の発行は、郵送のみの取扱いです。直接来庁されても、その場での発行は対応いたしかねます。
- ③ 発行には10日程度かかりますので、時間に余裕をもって請求してください。
- ④ 発送、手数料など、改定されることがありますのでご注意ください。